

「自治基本条例の普及について」

●協議の経過

開催回	協議内容
R4年度 第2回推進会議 [R4.7.28(木)]	<ul style="list-style-type: none"> 事務局から「これまでの条例の普及に係る取組み」「自治基本条例の認知度の推移」等を報告 ↓ 普及の現状について、どのように捉えるかを協議 ↓ 第3回推進会議では、普及の具体策について協議することとした。
R4年度 第3回推進会議 [R4.10.13(木)]	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な普及策について協議 ↓ 出された意見を市長へどのような形で報告するか等は、別の機会に協議することとした。

●推進会議にて出された意見を整理したもの

(1)普及の現状と今後の方向性について

共通認識 自治基本条例の認知度は低い

※【認知度】 R1:20.7% R2:24.9% R3:15.1%

① 条例自体を普及させることが必要

条例自体の普及を足掛かりとし、条例の理念を実現させる。

② 市政参加等の取組みと条例との関係を理解してもらうことが必要

普段の取組みが、条例の理念と結びついていることを理解することで、参加・協働・情報共有の後押しとする。

③ 結果として、参加や協働等が市民生活に浸透していることが重要

条例自体を認知する事よりも、結果として、参加や協働等が市民生活に浸透し、条例の理念と沿った行動がとれていればよい。

(2)普及の具体策について

① 条例の普及促進

- ◇ターゲットの絞り込み
[例]子ども、若者、協働の担い手（市民団体等）
- ◇子ども版パンフレットのさらなる活用
[例]・中学校や高校での活用
・教員を目標としている大学生等による授業の実施
- ◇メディアの活用
[例]ホームページ、LINE、FMこしがや、広報紙（特集）
- ◇イベントの活用
[例]・中学校や高校の文化祭等に啓発のブースを設置

② 市政参加等の取組みと条例の理解促進

- ◇イベントの活用
[例]・各地区のイベント等に啓発のブースを設置

◆ その他（具体策全体を通しての意見）

- ・全てを行政で行う必要はなく、市民も自主的にワーキンググループ等を作って活動していくことが重要
- ・住民の参加を促すような施策を進めるため、市職員や議員が条例の内容をしっかりと認知することが重要
- ・現在の普及策を継続して行い、また、予算の範囲内で何ができるかを考えていくことが重要

★協議のポイント

- 出された意見を市長へどのような形で報告するか
(意見を絞り込むか、様々な意見を並列に記載するか 等)